



静岡労働局発表
平成29年8月8日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 稲川 忠久
賃金指導官 片岡 裕也
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

平成29年度静岡県最低賃金の改正を答申

～ 25円引き上げ時間額832円に～

平成29年8月8日、静岡地方最低賃金審議会（会長 しのはら みつあき 篠原 光秋）は、静岡労働局長（たかもり ひろし 高森 洋志）に、静岡県最低賃金を現行の時間額807円から25円引き上げ、時間額832円とする答申を行った。

審議経過としては、隣接県との最低賃金の格差拡大の解消、非正規雇用労働者の処遇改善のためにも最低賃金の大幅な引き上げを求める労働者側委員と、中小企業の経営実態への影響を懸念し、昨年大幅に引き上げられた中、引き続き最低賃金を大幅に引き上げる状況にはないと主張する使用者側委員との間で、激しい議論が展開され、労使の提示額に大きな隔たりが残る中で、本日の答申に至ったものである。

なお、今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経た上、静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年引上げ率は3.10%となり、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となる。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額の推移】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
最低賃金額	735円	749円	765円	783円	807円	832円
対前年引上げ率	0.96%	1.90%	2.14%	2.35%	3.07%	3.10%
対前年引上げ額	7円	14円	16円	18円	24円	25円